公益社団法人 福島法人会

不動沢停留所（福島市）

不動沢橋

ホームページもご覧下さい

福島法人会　検索　http://f-hojin.or.jp

平成28年11月1日発行　第516号

ふくしま法人ニュース

2016 11

法人会キャラクター けんたくん

私のポケット

子供の頃「バスどおり裏」と言うドラマがあった。十朱幸代がヒロインで週一度のドラマを楽しみに待ったものだった。バスに乗るのはあたり前の時代であった。バスに乗らなくなってからどの位過ぎるのだろう。車の免許がない頃、時間どおりに来ないバスをずぅうと待っていた。もうすぐ、もうすぐ来ると思いつつ、同じようにバスを待つ見知らぬ方と会話しながら。

今、風情のあるバスとバス停はどのくらいあるのだろうか。ラッピングバスがカラフルに街中を走っている。県外にいても、故郷のバスを見ると郷愁を覚える。バス停もそう、待っている方は何処へ行くのかな。乗せてあげようかな。でも迷惑かな、などいろいろ思いながら、バス待つ人々の脇を運転する。

郷土食とは、東京に住むようになって初めて判った。引き菜煎りは福島の郷土食だった。烏賊人参はもとより、凍み豆腐の煮物、お雑煮に細く切って入れるのは故郷だけであった。その同じ故郷の田園・果樹園をバスが闊歩する。いつまでも走って欲しいものだ。

（横山記）

税だより

《平成28年度税制改正について》

今回は、法人税、消費税、源泉所得税関係の改正内容についてのお知らせ第3回です。

7．企業版ふるさと納税の創設

地方公共団体が行う地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して、法人が行った寄附について、法人事業税・法人住民税及び法人税の税額を控除する地方創生応援税制、いわゆる「企業版ふるさと納税」が創設されました。

これまでも、地方公共団体に対する寄附金の支出額は、法人税では損金の額に算入され、法人税等の実効税率を30％とした場合には、寄附金額の3割に相当する法人税等が軽減されています。

平成28年度税制改正では、この損金算入に加えて、寄附金額の3割相当の税額控除を受けることができるようになります。

具体的には、①法人事業税では寄附金額の10％（上限は税額の20％。ただし、平成29年度以降は15％）、②法人住民税では寄附金額の20％（上限は税額の20％）、③法人税では②で控除しきれなかった金額と寄附金額の10％のうちいずれか少ない金額（上限は税額の5％）が、税額控除されます。

寄附を受ける地方公共団体は、あらかじめ地域再生計画を作成し、国の認定を受ける必要があります。

8．雇用促進税制の見直し

雇用促進税制は、雇用情勢の厳しい地域での適用に限定するため、対象地域を大幅に縮小し、適用要件である増加雇用者が見直されました。

対象地域については、地域雇用開発促進法に規定する同意雇用開発促進地域（注1）に所在する事業所のみに限定されます。また、増加雇用者の要件についても、無期雇用かつフルタイムの雇用者に限定されます（新規雇用に限られ、その事業所の増加雇用者数及び法人全体の増加雇用者数が上限となります）。

なお、改正前は選択適用であった所得拡大促進税制との併用適用が可能となりました。

この場合の対象地域の見直しについては、地方拠点強化税制における雇用促進税制には適用されず、改正前の要件のまま適用が可能となっております。

（注1）同意雇用開発促進地域とは、求職者数に比べて求人数が非常に少ない地域のことで、平成28年4月1日現在の同意雇用開発促進地域は28道府県102地域となっています。

9．所得拡大促進税制の見直し

所得拡大促進税制は、雇用促進税制と重複して適用することができることに見直され、重複適用の場合には、本制度における雇用者給与等支給増加額から一定の給与等の支給額を控除することとなりました。

雇用者給与等支給増加額から控除する金額＝（①＋②）×30％

①適用年度に係る次の金額

雇用者一人当たりの給与等支給額×（特定地域基準雇用者数＋地方事業所基準雇用者数）

②適用年度前各事業年度に係る次の金額の合計額（注2）

雇用者一人当たりの給与等支給額×地方事業所基準雇用者数

（注2）次の場合のいずれにも該当する場合に計算します。

イ、適用年度において、移転型計画の認定を受けた法人に対する特例の適用を受ける場合

ロ、適用年度前各事業年度において拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人に対する特例の適用を受けた場合

詳しくは、国税庁ホームページに掲載しているパンフレットをご覧ください。

県税からのお知らせ

《電子申請・電子届出が利用可能になります》

福島県では、法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告サービスに加え、平成28年12月19日から、法人設立届等の電子申請・届出サービスの利用が可能になります。

電子申請・届出は、エルタックスホームページの電子申請・届出の画面から手続きすることになります。

電子申告とあわせて、是非ご利用ください。

《福島県で利用できる手続き》

◇電子申告

○予定申告、○中間申告、○確定申告、○修正申告、○均等割申告

など

◇電子申請・届出

○法人設立・設置届出書

○異動届

○法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書

○申告書の提出期限の延長の承認申請書

詳しい操作については、エルタックスヘルプデスクにお問い合せください。（℡０５７０－０８１４５９）

（県庁税務課）

税理士会コーナー

生産性向上設備投資促進税制について

県内の企業は東京電力の賠償金収入やものづくり補助金、雇用助成金等の補助金関係または金融機関からの融資、等により設備投資をする機会が増えていると感じています。そこで今回は生産性向上設備投資促進税制（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）の概要を紹介します。勘違いしがちですが対象業種に制限がないので製造業以外でも使えます。字数制限のため詳細は顧問税理士にお尋ね下さい。

まず、類型（種類）がA（先端設備）とB（生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）に区分されます。

対象設備（要件）についてですが、A類型は機械装置及び一定の工具、器具備品、建物、建物附属設備、ソフトウェアで①最新モデル及び②生産性向上（年平均1％以上）。B類型は機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェアで投資計画における投資利益率が年平均15％以上（中小企業者等は5％以上）。

次に確認者ですが、A類型は工業会等、B類型は経済産業局です。

その他満たすべき要件はAB共通で、生産等設備を構成するものであること、最低取得価額要件を満たしていること、国内への投資であること、中古資産・貸付資産でないこと、等です。

対象者は青色申告をしている法人・個人です。

税制措置（効果）は平成28年4月1日から平成29年3月31日までで、特別償却（50％。ただし建物・構築物は25％）と税額控除（4％。ただし建物・構築物は2％）の選択制。

＊税額控除5％とは、設備投資の取得価額の5％相当額を当期に支払う法人税額等から控除する（差し引く）ことを指す。ただし、本税制による控除額の上限は当期の法人税額等の20％。

特別償却とは減価償却の前倒しですので基本的には税額控除を選択したほうが有利です。またA類型の場合は工業会等が証明書を発行しますが、B類型の場合は投資計画案を作成→会計士又は税理士が確認→経産省が確認書発行、という手順となります。実際は投資計画案も税理士等が作成すると思いますので設備投資する前に顧問税理士に依頼して下さい。

東北税理士会福島支部　野尻伸吾

法人会員のみなさん！今年は「マイナンバー制度」など、税に関する身近な話題が多い年ですね。

そこで、期間中は「くらしを支える税」をテーマに、生活と税との関わりについてもっと身近に、楽しみながら考えてもらえるように、国税庁HPに特集コーナーを設けました。この機会に、税について　ちょっと　考えてみませんか？

税について\ちょっと/考えてみよう！

「税を考える週間」

11月11日-11月17日

国税庁のホームページでは「国税庁の取り組み」や「税に関する情報」を紹介しています。

ドラマ仕立ての動画で紹介

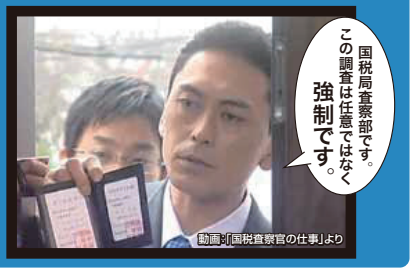

イラストで紹介

1人に1つ。マイナンバー　マイナンバー制度についても紹介中

くわしくはこちら　税を考える週間　検索

※税務署からのお知らせ（マイナンバー制度に係る税務署への申告書等の提出に当たって）
・個人番号及び法人番号の記載が必要となります。・本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

国税庁
www.nta.go.jp

福島の暮を訪ねて

第4回　マチかチョウか呼び捨てか

文とイラスト・ややまひろし

「親の代から貧乏で」と小学校のとき作文に書いて親から大笑いされたことがある。いままで福島市内で7回引っ越して現在は黒岩の自宅で娘家族と暮らしている。転居したお陰で福島の地名はほとんど頭に入っている。

大町、本町、柳町、栄町、豊田町などはみな「マチ」と呼ばれている。ところが五月町、置賜町、万世町、仲間町などはみな「チョウ」と呼ばれている。

一方、泉、笹谷、南沢又、北矢野目、天神、中角、などはみな呼び捨てだ。

森合は不思議な場所だ。東北新幹線が信夫山に入る直前、線路の左が森合と呼び捨てで県立美術館、図書館などがあり、右が森合町と呼ばれ福島高校、福島第四中学校などがある。

旧市内がマチで新市内がチョウかと考えたが、これはすぐ間違いだと感じた。旧奥州街道つまり旧4号国道沿いがマチということに気づいた。この道路の両側には商店、旅館、銀行、飲食店が立ち並び、いかにもマチという感じだ。昔私が子供の頃「マチに行ってくるから」と言う場合は南町、柳町、荒町、中町、本町、大町、上町、北町、豊田町、五老内町、と国道沿いで、この説はぴったりとなる。ここから一歩はずれるとチョウになってしまう。清明町、五月町、早稲町、御倉町、杉妻町、置賜町、万世町、舟場町、仲間町、新浜町、松木町、宮下町、天神町など大昔は田畑が多かったところだ。

マチというところに栄町、太田町、野田町があるが、昔道路沿いは賑やかなところであったのではないか。駅の西側一帯の人々は、この辺で買い物や娯楽を楽しんでいたのでは、と推察される。

時代の流れとともに繁華街が移動して行くのは避けられない事実だ。高度成長期からそれが極端な兆候を見せてくる。

最初、大町で中合が本格的な百貨店となり、本町にツタヤと山田、置賜町にクローバー、子供向きのトイランド。その後エンドーチェーン、長崎屋など誕生。

昭和48年に中合が駅前に進出すると山田もツタヤも駅周辺に移動、さくら野百貨店もオープンする。駅前で競いあっているうち時代がガラリと変貌した。呼び捨てにされていた土地に大型スーパーが続々開店した。ヨークベニマル、いちい、コープマート、サティなど。

そのうち、どんどん店名が変わり高齢者は覚えるのが大変な時代となってきた。

MAX、AXC、イオン、ダイユー8、イトーヨーカドー、ユニクロなどなど。

それに加えて異常繁殖したのがコンビニ。セブンイレブンをはじめサンクス、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン、ココストアなど福島市内だけで約130店舗ほどに膨れ上がってきた。

そうしているうちに各都道府県に「道の駅」なるものが出現。地方色豊かな物産を取り扱うようになった。

その上、テレビショッピングが、いますぐ申し込めば半額でと大声で叫ぶ。インターネットでの販売もうなぎのぼりだ。

通信販売も豪華なカタログで数を伸ばしている。新聞広告1ページを使った健康食品の販売も凄い勢いだ。

人の集まる便利な場所に店舗をかまえ、優秀な人材を育てて商売をする、という方式が通用しなくなった。これからどうなって行くのか心配でならない。

【11月のこよみ】
119番の日
『消防』でなく『傷害』の方で…

年末調整説明会のお知らせ

平成28年分の年末調整関係事務の説明会を次の日程等により開催いたします。

開催月日	受付開始時間	説明時間	会　場	対象地域
11月16日（水）	13時00分	13時30分～15時30分	伊達市ふるさと会館 MDDホール	伊達市 国見町 桑折町
11月17日（木）	9時30分	10時00分～12時00分	とうほう・みんなの文化センター（福島県文化センター）大ホール	福島市 川俣町
	13時00分	13時30分～15時30分		

〈お問い合わせ先〉
福島税務署　法人課税第一部門
（源泉所得税担当）
☎（534）3121（代表）内線243
※自動音声により御案内しておりますので、メッセージに従い、「2」番（当税務署に御用の方）を選択してください。

ふくしま法人ニュース　発行／公益社団法人 福島法人会
〒960-8053 福島市三河南町1-20（コラッセふくしま七階）TEL 024-536-1291